

システム関連入札

最高裁「一社応札」78%

無競争で落札率高止まり

最高裁が二〇〇八年から一〇年にかけて実施したコンピュータシステム関連の一般競争入札で、参加企業が

業者が少なくなっただけでなく、結果として落札率が高止まりになり、税金が

0%を記録した。落札率が高い理由について最高裁は一社応札が多いことや、「業者から取った見積額をそのまま予定価格にするケースがあり、その業者が応札すると落札率は100%などになる」と説明。「談合や

の多さは異例。元公正取引委員会首席審判官の鈴木満弁護士は「業者に聞けば当然、高い価格を言ってくる。業者以外の専門家に意見を求めるなどして最高裁が独自に算定するべきだ」と話している。

一社しかなく事実上無競争の「一社応札」が八割近くに上り、そのうちの大半で、90%以上の高い落札率になっていたことが分かった。

最高裁の資料によると、〇八年四月から一〇年十月までに実施されたシステム関連の入札は百十二件(予定価格一千万円以上、随意契約と企画競争入札は除く)。一社応札は78%に当たる八十八件を占め、そのうち八十件の落札率が90%以上だった。中でも六件は、予定価格と落札価格がまったく同じ落札率100%を記録した。

業者の見積額を予定価格とする手法は「実勢価格が反映されやすい」として他の省庁などでも実施されているが、最高裁の一社応札

落札率は予定価格に対する落札額の割合。最高裁は「裁判所で使うシステムは特殊で他では利用しにくい(コストの観点から)入札に参加を希望する

「関連」25面

業者の見積額を予定価格とする手法は「実勢価格が反映されやすい」として他の省庁などでも実施されているが、最高裁の一社応札

業者の見積額を予定価格とする手法は「実勢価格が反映されやすい」として他の省庁などでも実施されているが、最高裁の一社応札

業者の見積額を予定価格とする手法は「実勢価格が反映されやすい」として他の省庁などでも実施されているが、最高裁の一社応札

業者の見積額を予定価格とする手法は「実勢価格が反映されやすい」として他の省庁などでも実施されているが、最高裁の一社応札

最高裁のシステム

落札率高止まりのワケ

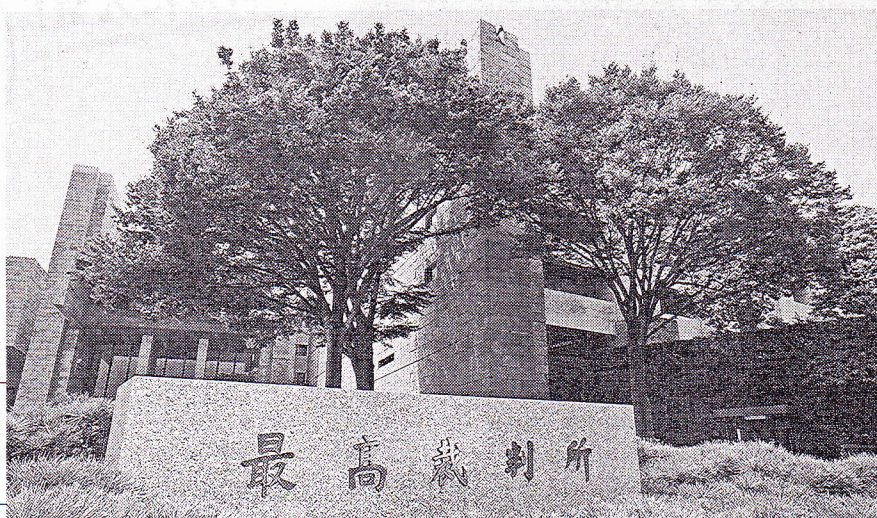
最高裁判所発注のコンピューターシステム関連の一般競争入札で「一社応札」が続出し、100%を含む高い落札率が大半を占めていたことが明らかになった。最高裁は談合や予定価格の漏えいを否定し、「システムが特殊なため参加業者が少なくなる。現状ではやむを得ない」と主張する。しかし、予算の原資は国民一人一人の税金。落札率高止まりに本当に改善の余地はないのか。
(上田千秋)

最高裁がまとめたコン断。最高裁としてはいかに数業者が参加した他の入札状況の一覧表に「入札状況の一覧表に」と説明するが、複数の業者が参加すれば競争原理が働いて、落札率が高止まりになる。加えて、複数の業者が参加すれば競争原理が働いて、落札率が高止まりになる。加えて、複数の業者が参加すれば競争原理が働いて、落札率が高止まりになる。

「一社応札」ばかり。一社応札の多さが一目瞭然だ。最高裁総務課長の「入札に参加するかどうかは業者の判断にまかされている。複数価格をもとと高すぎる」と話している。最高裁総務課長は「入札に参加するかどうかは業者の判断にまかされている。複数価格をもとと高すぎる」と話している。

「一社応札」ばかり。一社応札の多さが一目瞭然だ。最高裁総務課長の「入札に参加するかどうかは業者の判断にまかされている。複数価格をもとと高すぎる」と話している。最高裁総務課長は「入札に参加するかどうかは業者の判断にまかされている。複数価格をもとと高すぎる」と話している。

という見方もある。省庁では難しい内容とは思えないシステムに詳しいソフト屋に、通常の何倍もトウエア会社の関係者は、の価格で発注している。「ホームページの保守なそんな状況で一社応札が」と話している。



1 社応札は「談合」?

1 社応札や高い落札率が相次いでいたことが明らかになった最高裁＝東京都千代田区で

「予定価格高い」と疑問も

多いのは、業者同士で話し合っているか、調整しているからとしか思えない」といふ。最高裁の予定価格の高さは、一〇年十一月の参院予算委員会でも取り上げられていた。問題視されたのは、〇八年九月に検察審査会で導入されたシステム。有権者名簿を基に抽出した候補者の中から審査員と補充員を選ぶもので、同年三月に四社が参加して入札が行われた。

システム導入以前は福引で使われる手動の「抽選器」で選んでいた。それほど複雑なシステムとも考えにくい。落札率は二千四百九十九万円（落札率78・55%）。質問した民主党の森ゆうこ議員は「（外部からは）安く七百円、どんなに高くても千四百円」という指摘があった」と追及した。前出の専門家も本紙の取材に「『五百万円』なんて要求したら、民間では二度と仕事をもらえなくなる程度のシステム。三百万円で一カ月もあれば納入できるもの」と疑問を呈した。

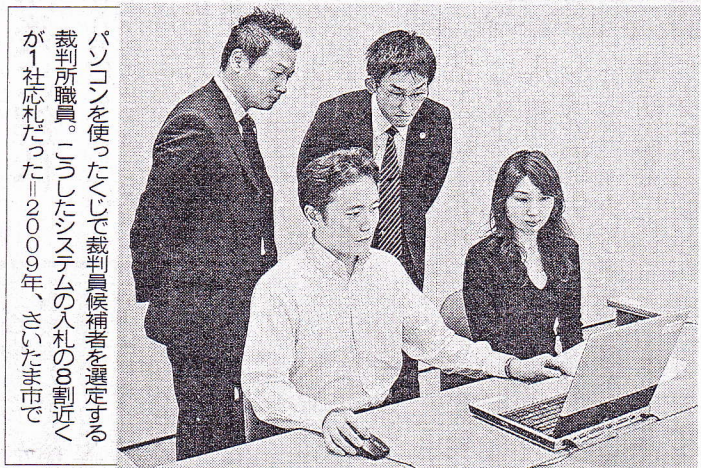
こちら特報部

見積もり業者頼み

予定価格の決め方も、落札率が高い要因になっている。最高裁はまず、システムエンジニアの件費など市場の実態を調べて独自に積算。その後、複数の業者に見積もりを取り、積算価格より低いものがあればそのまま予定価格にする。その価格を出した業者が入札で同じ金額を示せば、落札率100%もあり得るというわけだ。

最高裁の染谷課長は「システムは市場に出回っていないものが多く、業者の見積もり頼らざるを得ない。積算価格より安ければ経済合理性にかなう」と話す。だが、こうした手法は当の裁判所自身が問題があると認定していた。

最高裁が発注したコンピューターシステム関連の入札の一覧表。入札者数の欄には「1」がずらりと並び



パソコンを使ったことで裁判員候補者を選定する裁判所職員。こうしたシステムの入札の8割近くが「社庇札」だった。2009年、さいたま市で

か。

元公正取引委員会首席審判官の鈴木満弁護士は「落札価格が低すぎて、予算が余っても役所は困る。『予定価格が適正でなかった』と批判もされてしまう」と役所側の立場を解説する。単年度制の日本では一年ごとに予算を使い切るのが原則。使わないと翌年以降は減らされる可能性があり、ほぼ全額を消化するのが望ましいのだという。

鈴木弁護士は「『分らないんだから価格は業者に聞け』としかないだろう」との意識が最高裁にあるとしても、そんなことをしたら相手の意のままになってしまう。税金を効率的に使おうという発想がない」と批判する。

「しわ寄せは国民に来る」

「ITに関する入札はだいたい業者の言いなり。住民基本台帳ネット

過去に東京高裁「問題あり」と指摘

り大幅に高い金額で見積もりを出していた。東京高裁は九三年十二月の判決で「見積もりを業者に求めれば、過大な額が提出されることは容易に予測できる」と指摘し、「社庇札にも談合を誘発、助長したとみられ

る点で反省が求められ」として発注者の責任を調査。すると、予定価格を国が決めている

約七千九百件（契約額計約二兆七千億円の主体的関与を高め、受

分）を調査。すると、予定価格を国が決めている

の6%しかなく、完全の意見が付けられた。

に業者任せが30%、双方改めるチャンスが何度

もありません。一向に変わらなかつた最高裁の手

見積もりを出した業者が、一社庇札で落札する。落札率が高くなるのは当たり前だろ

う。これを茶番という。裁判所自身が問題点を指摘していたという事実。裁判員などの抽選システムが、それほど特殊な技術が必要とするようには思えない。裁判所だって税金で成り立っている。(国)